

① 高齢者を狙う悪質商法への対応について

高齢化に伴い、全国的に振り込み詐欺などの高齢者を狙った犯罪や悪徳商法が後を絶ちません。犯罪の防止・摘発は基本的には警察署の管轄ですが、町民の暮らしの安全や安心を維持し財産を守ることは町の責務でもあります。

近年、折り込みチラシや声掛けで粗品・景品を渡すと触れ込み高齢者を店舗や会場へ誘導し、集団心理を利用した接客や説明を行い高額な商品を購入させるいわゆる「催眠商法・SF 商法」と思われる業者が短期間の営業を行い、数週間から数ヶ月で退去していくケースが本町内で度々見受けられます。もちろん、高額な商品を売ること自体は違法でも犯罪でもないため、明確な違法性や被害の訴えがない限り行政・警察が直接介入することは難しく、公権力が恣意的に経済的自由権を侵すことは許されませんが、この催眠商法については消費者庁や警視庁も注意喚起を行っており、高齢者の方々のために何らかの予防策をとるべきと考え、以下質問いたします。

- (1) 催眠商法 (SF 商法) と思われる業者が本町内で度々営業を行っていることは把握しているか。また、どのように考えるか。
- (2) 長崎県には「長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」があり、不当な取引方法の防止などについて一定の定めがなされているが、全面的に県に任せるのではなく、町民の安心のためにも本町独自に消費生活条例を定めてはどうか。
- (3) 消費生活条例の制定以外にも、悪質な事業者や詐欺グループに「長与町では商売はできないな」と思わせるような、断固とした姿勢や徹底した注意喚起が必要と思うが、現在本町ホームページの「防犯」の項目には、催眠商法だけでなく特殊詐欺などへも具体的な注意喚起はない。高齢化が進む中、被害が発生してからでは遅いので、ホームページや広報などで常日頃から高齢者や家族に注意喚起・情報提供を行うべきだと思うがどうか。
- (4) 詐欺のように明確な犯罪にあたるものではない、高額品購入後の各種相談は長崎県消費生活センターになると思うが、もし本町へ町民から相談があった場合もそちらを案内するだけになるのか。町民・高齢者に寄り添い、町民の悩みを町が主体的・積極的に解決しようという姿勢・体制が定住人口の維持へもつながる地道ながらも大切な取組になると思うが、現状および今後の対応を聞く。

② 本町の職員採用および組織内における男女共同参画の考え方について

本町は平成30年3月に「第3次男女共同参画計画」を策定し、その中の「重点目標 I あらゆる分野における女性の活躍」の中の具体的な施策として「町における女性職員の登用促進」を謳っていますが、今年度の4月1日付の新規採用7名の内、女性は1名しかおりません。もちろんながら、職員の採用は男女雇用機会均等法上も性別ではなく経歴や能力等を試験や面接など様々な方法で測って行うものであることは理解していますが、この6:1という男女比について、町民からも疑問の声を聞いておりますので、以下質問いたします。

- (1) 本町の新規職員採用の際の募集・告知から選考・採用決定までの過程はどのようなものか。
- (2) 前述の、今年度の新規採用職員の男女差についてどう考えるか。また、男女別の応募人数、男女それぞれの競争倍率はどうだったのか。
- (3) 去る7月に日本規格協会が性別・年齢・顔写真の欄があった様式例を取りやめたことで、今後はそれらの欄を廃止した履歴書が一般化していくと思われる。履歴書の段階で様々な予断を持たないためにも、またLGBTへの配慮の面からも、本町の職員募集に際して、性別・年齢・写真がない履歴書で問題なく応募できるべきであると思うが、現状と今後の考えについて聞く。